

## [事案 2020-325] 特約保険料返還請求

・令和3年7月26日 裁定終了

### <事案の概要>

特約の支払条件を誤信して申込みをしたことを理由に、特約にかかる既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成31年2月、3月に日帰り白内障手術を片目ずつ受けたため、平成26年10月に代理店を通じて契約した養老保険の疾病傷害入院特約にもとづき、入院給付金の請求をしようとしたところ、入院を伴わないため手術給付金は支払われないとの説明を受けたが、以下等の理由により、特約の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、白内障手術が保障対象である旨の説明を受けたので、白内障手術であればどのような場合も保障対象になると誤信して申込みをした。
- (2) 契約に際し、「1日以上入院した場合」の手術に関して、支払いがなされることの説明はなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には、入院中の手術を保障対象とする旨の説明が記載されており、「ご契約のしおり・約款」にも同様の記載がある。
- (2) 募集人は、入院を伴わない手術でも支払対象となる旨の誤説明はしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、白内障手術の給付金支払条件を誤信したこと等を理由とした特約保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。